

○ 平成三年大蔵省告示第二号（労働金庫法施行令第三条第八号の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものを定める件）

改 正 案

現 行

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条第八号の規定に基づき、金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものを次のように定める。

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条第六号の規定に基づき、金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものを次のように定める。

一・二 （略）

三 公益社団法人及び公益財団法人

一・二 （略）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人

四 （略）

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他住民の福祉の増進を図ることを目的とする法人

五 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他住民の福祉の増進を図ることを目的とする法人

六・十 （略）

六・十 （略）

○ 平成十八年厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改 正 案

現 行

第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。

一～十三（略）

十四 社団法人日本労働者信用基金協会（昭和五十五年八月二十日）に社団法人日本労働者信用基金協会という名称で設立された法人をいう。次条第十号において同じ。）

十五・十六（略）

第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。

一～十三（略）

十四 社団法人日本労働者信用基金協会

十五・十六（略）